

3. 競争的資金



競争的資金の使用ルールに関する課題について

- ◆ 競争的資金は、優れた研究成果の創出のために重要な制度であり、基礎研究の根幹を支える科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業については、今後とも規模の拡充を図る。
- ◆ 一方、事業仕分けの結果を踏まえ、今後、分野ごとに複数存在する競争的資金の体系化や、各制度間における資金の使用ルールの統一化等について検討を行う。

＜資金の使用ルール改善に向けた現状＞

研究現場における使用ルールに関する課題

- ◆ **予算費目**
 - ・ 運営費交付金、補助金、委託費で各種制約に相違。
- ◆ **執行費目**
 - ・ 執行費目の制度間による相違
 - ・ 費目間流用の条件の制度間による相違
- ◆ **申請書の様式**
 - ・ 制度毎に申請書の項目等が相違

- 研究者や研究機関の事務作業が繁雑化
- 研究費の効果的活用や、良質な研究成果創出の妨げとなる恐れ

研究資金の効果的活用に向けた勉強会

- 研究費の配分機関（各省庁、独立行政法人）と受給機関（大学）の関係者が参集し、資金の使用ルール等の改善を提案。
(文部科学省も参画)

＜勉強会での主な成果＞

- ・ 研究資金のルールの標準化案（H20.11）
- ・ 「執行費目の共通化」の中間とりまとめ（H21.12）

- 文部科学省を始めとする各省庁では、これまで可能な範囲で成果の取り入れを模索してきたが、全ての制度において改善が図られている訳ではない。

統一的な使用ルール作成・導入の検討が必要。

競争的資金の研究成果を最大化するための方策（使用ルールの改善策）

<検討事項（提案）>

- ◆ 文部科学省を始めとした各省庁では、研究者の資金の使い勝手を改善できるよう、柔軟な資金運用が可能となるファンディングシステムを構築。
- ◆ 総合科学技術会議は関係省庁と連携しつつ、研究機関の声を反映した改善策について、制度化の可能性を検証すること等を検討。

文部科学省として対応を検討する事項

<研究開発力強化法に定める方針の実現>

- 優れた競争的資金制度を構築するため、研究開発力強化法で規定されている
 - ・ 独立行政法人への競争的資金配分機能の移管（第27条）
 - ・ 資金の統一的な使用基準の整備（第26条）
- などの適用に向けた検討を行う。

総合科学技術会議と
関係省庁が協調して
改善策を創出

総合科学技術会議において検討する事項

- 研究者にとってより使い易い運用改善が行われるような仕組みの構築。
- これらの改善策を試験的に運用できる仕組みの構築。

競争的資金の事務手続きを合理化することで、研究者の事務上の負担を軽減し、研究に集中できる環境が整備される。